

2016年3月28日 全17頁

平成28年度税制改正 証券・金融関係

NISAやマイナンバーの手続き緩和、インフラファンド税制拡充

金融調査部
制度調査担当部長
吉井 一洋

[要約]

- 2015年12月10日、与党の平成28年度税制改正大綱が公表された。2015年12月24日の閣議決定を経て、2016年2月5日に「所得税法等の一部を改正する法律案」、9日に「地方税法等の一部を改正する等の法律案」（以上「改正税法（案）」）が通常国会に提出された。改正法案は衆議院を通過し参議院で審議中であり、3月末までに可決・成立する予定である。
- 証券・金融関係では、証券界・金融庁が要望していた上場株式等の相続税評価の見直しは実現しなかった。デリバティブを金融所得課税の一体化の対象とする措置も先送りされることとなった。
- NISAの口座手続きの簡素化やマイナンバーに関する負担軽減、インフラファンドの税制の拡充などは改正内容に盛り込まれた。

1. NISAの口座開設・勘定設定期間更新手続きの簡素化	2頁
2. マイナンバーに関する負担軽減	4頁
3. 投資信託・投資法人税制	7頁
4. 店頭デリバティブ取引の証拠金の利子非課税制度の拡充	8頁
5. その他	
制度の拡充・延長	9頁
制度の縮減・廃止	15頁
6. 先送りされた項目	16頁
7. 上場株式等の相続税評価の負担軽減	17頁

1. N I S A の口座開設・勘定設定期間更新手続きの簡素化

(1) 現行（改正前）の手続き

現在、N I S A（少額投資非課税制度）の口座を開設する際には、勘定設定期間ごとに、税務署から交付を受けた非課税適用確認書を非課税口座開設届出書とともに口座を開設する証券会社等に提出する必要がある。

非課税適用確認書の交付を受けるためには、口座を開設する証券会社等を経由して、交付申請書を税務署に提出する必要がある。申請書には申請者の氏名、生年月日、住所を記載し、所定の本人確認書類（の写し）と居住地の市区町村長から交付を受けた基準日時点の住所を証する住民票の写しを添付する必要がある。基準日から住所が変わっている場合は、転居前の市区町村の窓口で交付される住民票の除票の写しなどの提出が必要となる。

現行（改正前）の勘定設定期間、基準日、交付申請書提出期間は図表 1 のとおりである。

さらに、平成 28（2016）年 1 月 1 日からのマイナンバー制度導入により、同日以降に新たに N I S A 口座を開設する場合はマイナンバーの告知が必要となる。平成 27（2015）年末までに既に N I S A 口座を開設していた場合は、本人確認内容の変更があった場合などを除き、マイナンバーの告知には 3 年間の猶予期間が設けられている。しかし、平成 30 年以降の勘定設定期間（図表 1 の②、③）のための手続きをする際には、非課税適用確認書の交付申請書の提出とそれに伴うマイナンバーの告知が必要となる。

図表 1 NISA の勘定設定期間、基準日、交付申請書提出期間（改正前）

	勘定設定期間	基準日	交付申請書提出期間
①	平成26(2014)年1月1日～ 平成29(2017)年12月31日	平成25(2013)年1月1日	平成25(2013)年10月1日 平成29(2017)年9月30日
②	平成30(2018)年1月1日～ 平成33(2021)年12月31日	平成29(2017)年1月1日	平成29(2017)年10月1日 平成33(2021)年9月30日
③	平成34(2022)年1月1日～ 平成35(2023)年12月31日	平成33(2021)年1月1日	平成33(2021)年10月1日 平成35(2023)年9月30日

（出所）大和証券金融調査部制度調査課作成

(2) 改正後の手続き

大綱では、N I S A の口座開設・勘定設定期間の更新時の重複口座の有無の確認を平成 30（2018）年以後は、住民票の写しではなくマイナンバーで確認することとしている。さらに、マイナンバーの告知を条件に平成 30 年以後の勘定設定期間（図表 1 の②、③）から非課税適用確認書の交付申請書の提出を不要とするとともに、平成 30 年以後の勘定設定期間を統合することとしている。具体的には、次のような見直しを行うこととしている。

i. 住民票の写しの提出不要

改正法案では、非課税適用確認書の交付申請書の提出時において、申請者の住所の記載及び当該住所を証する書類（基準日時点の住所を証する住民票の写し）の添付を不要とする。

この改正は、平成 30（2018）年以後の勘定設定期間（図表 1 の②、③）に適用される。即ち、平成 29（2017）年 1 月 1 日、平成 33（2021）年 1 月 1 日を基準日とする住民票や除票の提出は不要となる。図表 1 の②と③の勘定設定期間は統合される。

口座の重複の有無は、マイナンバーを利用して確認することになる。

ii. 交付申請書の「みなし方式」の導入

◎大綱では、非課税口座開設時に提出する非課税適用確認書の交付申請書について、下記のとおり、提出したとみなす措置を導入することとしている。（政省令で対応と推測）

- ◇平成 29（2017）年 10 月 1 日の時点において、平成 29 年分の非課税管理勘定が設定されている非課税口座を開設している個人（居住者等）が、
- ◇同日、即ち平成 29 年 10 月 1 日において、自身のマイナンバー（個人番号）を、その非課税口座が開設されている証券会社等（金融商品取引業者等）の支店長（営業所の長）に告知している場合は、
- ◇同日、即ち平成 29 年 10 月 1 日にその証券会社等の支店長に対して、
- ◇平成 30（2018）年 1 月 1 日から平成 35（2023）年 12 月 31 日までの勘定設定期間が記載されるべき、非課税適用確認書の交付申請書の提出をしたものとみなす。即ち、勘定設定期間ごとの非課税適用確認書の交付申請書の提出は不要となる。
- ◇その証券会社等の支店長は、その個人に対して、平成 29 年 10 月 15 日までに、非課税適用交付確認書の交付申請書が提出されたこととなる旨の通知をしなければならない。

◎ただし、オプトアウトの措置が設けられる。具体的には、上記の個人が、その証券会社等の支店長に対して、平成 29 年 9 月 30 日までに、非課税適用確認書の交付申請書の提出をしたものとみなされることを希望しない旨の申出があった場合には、上記の措置を適用しない。

◎もっとも、マイナンバーの告知を全く行っていない場合は、非課税適用確認書の交付申請書の提出が必要となる。ちなみに、マイナンバーの告知については、2 で述べるように N I S A ではなく一般口座や特定口座で告知している場合でも、それを流用することが認められるようになる。

iii. 出国者の取扱い

◎大綱では、N I S A の口座を開設している個人（居住者等）が出国により N I S A 口座を廃止する場合、その個人が出国時（国外転出時）のみなし譲渡益の課税の特例の適用を受ける

際に、出国日の3月前の有価証券等の価額（時価）により特例の適用を受ける場合は、NISA口座において3月前の価額で譲渡し、特定口座又は一般口座で再取得したものとすることとしている。このみなし譲渡による譲渡損益は非課税となる。出国時のみなし譲渡益課税では出国日の3月前の価額で取得した上場株式等を当該価額で譲渡することになるため、みなし譲渡益は生じないことになる。（政省令で対応と推測）

◎ジュニアNISAにおいても上記と同様の取扱いを受ける。（政省令で対応と推測）

2. マイナンバーに関する負担軽減

(1) マイナンバーに関する告知負担の軽減

大綱では、個人が下記の告知又は告知書（以下「告知等」）を提出する場合において、その告知等を受ける者（証券会社など）が、その告知等をする者のマイナンバーその他の事項を記載した帳簿を備えているときは、改めてマイナンバーの告知や告知書の記載を行う必要はないものとされる。（改正税法（案）又は政省令（推測）で対応）。ただし、この場合も、マイナンバー以外の告知事項の確認は必要である。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 利子・配当等の受領者の告知 ② 無記名公社債の利子等に係る告知書の提出 ③ 譲渡性預金の譲渡等に関する告知書の提出 ④ 株式等の譲渡の対価の受領者の告知 ⑤ 交付金銭等の受領者の告知 ⑥ 償還金等の受領者の告知 ⑦ 信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知 ⑧ 先物取引の差金等決済をする者の告知 ⑨ 金地金等の譲渡の対価の受領者の告知 ⑩ 特定口座開設届出書の提出をする者の告知 ⑪ 非課税適用確認書の交付申請書の提出をする者の告知 ⑫ 非課税口座開設届出書の提出をする者の告知 ⑬ 未成年者非課税適用確認書の交付申請書の提出をする者の告知 ⑭ 未成年者口座開設届出書の提出をする者の告知 ⑮ 国外送金等をする者の告知書の提出 ⑯ 国外証券移管等をする者の告知書の提出 |
|--|

旧制度（現行制度）では、例えば、一般証券口座を開設する際にマイナンバーを告知していたとしても、特定口座を開設する際やNISAを開設する際には、改めてマイナンバーを告知する必要がある。しかし、改正後は、その必要は無くなる。

(2) マイナンバーを記載する対象書類の見直し

提出者等のマイナンバーを記載しなければならない国税における税務関係書類（申告書及び調書等を除く）のうち、大綱及び改正税法（案）では、次に掲げる書類について、提出者等のマイナンバーを記載しなくてもよいこととしている。

- ① 申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出され则认为される書類。平成 29（2017）年 1 月 1 日以後に提出すべき書類に適用する。ただし、改正の趣旨を踏まえ、施行日前においてマイナンバーの記載がなくても、運用上、改めて記載を求めないこととする。（大綱の記述）

例：所得税の青色申告承認申請書、消費税簡易課税制度選択届出書、納税の猶予申請書
改正税法（案）では、記載不要の項目として、青色専従者給与に関する届出書について当該申告書に記載する配偶者のマイナンバー、国税に関する法律に基づき税務署長等に提出する税務書類（納税申告書及び調書を除く）については、当該書類の提出者のマイナンバーが挙げられている。所得税の青色申告承認申請書、消費税簡易課税制度選択届出書については省令で対応、納税猶予申請書は、国税通則法などの改正で対応するものと思われる。

- ② 税務署長等には提出されない書類であって提出者等のマイナンバーの記載を要しないこととした場合であっても所得把握の適正化・効率化を損なわないと考えられる書類。平成 28（2016）年 4 月 1 日以後に提出すべき書類に適用する。（大綱の記述）

例：非課税貯蓄申込書、財産形成非課税住宅貯蓄申込書、非課税口座廃止届出書

改正税法（案）では、マル優の非課税貯蓄申込書、特別マル優の特別非課税貯蓄申込書には、提出者のマイナンバー記載は不要とされているが、マル優の非課税貯蓄申告書には記載が必要としている。財産形成非課税住宅貯蓄申込書については、政省令で対応するものと思われる。

また、改正税法（案）では、給与所得者の配偶者特別控除申告書への配偶者のマイナンバーの記載も不要としている。

その他、改正税法（案）では、給与等又は公的年金等の支払者に対して、給与についての扶養控除等申告書又は公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（両方あわせて「扶養控除等申告書等」）の提出をする場合に、その支払者が扶養控除等申告書等に記載されるべき控除対象配偶者又は扶養親族等のマイナンバーその他の事項を記載した帳簿（給与所得者の扶養控除等申告書、従たる給与の扶養控除等申告書、退職所得の受給に関する申告書、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出を受けて作成されたものに限る）を備えているときは、提出する申告書に、その帳簿に記載されたマイナンバーの記載を要しないものとしている。

ちなみに、財務省は、平成 28 年 1 月 13 日付で「マイナンバーの記載を省略する書類の一覧（案）」をウェブサイトで公表している。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2016/seirei/mynumber.pdf

証券・金融関係では、平成28年4月1日以後、以下の書類へのマイナンバーの記載を省略することとしている。

① マル優・特別マル優関係

- ・非課税貯蓄申込書 ・非課税貯蓄相続申込書 ・非課税貯蓄に関する資格喪失届出書
- ・特別非課税貯蓄申込書 ・特別非課税貯蓄相続申込書
- ・特別非課税貯蓄に関する資格喪失届出書

② 財形貯蓄関係

- ・財産形成非課税住宅貯蓄申込書 ・財産形成非課税年金貯蓄申込書
- ・財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書
- ・財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書
- ・転職者等の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書
- ・転職者等の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書
- ・海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書（国内勤務申告書）
- ・海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書（特別国内勤務申告書）
- ・財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書 ・財産形成非課税年金貯蓄廃止申告書
- ・財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書 ・財産形成年金貯蓄者の退職等申告書
- ・財産形成年金貯蓄者の退職等申告書を提出した者の異動申告書
- ・金融機関等において事業譲渡等があった場合の申告書（住宅財形）
- ・金融機関等において事業譲渡等があった場合の申告書（年金財形）
- ・育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書
育児休業等期間変更申告書
- ・育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書
育児休業等期間変更申告書

③ NISA・ジュニア NISA 関係

- ・非課税口座移管依頼書 ・非課税口座廃止届出書 ・非課税口座開設者出国届出書
- ・未成年者口座移管依頼書 ・未成年者口座廃止届出書 ・未成年者出国届出書
- ・金融商品取引業者等変更届出書

大綱では、地方税についても、提出者等のマイナンバーを記載しなければならないとされている関係書類に関して、次の見直し等を行うこととしている。国税の手續と一体的に行われる

と考えられる手続きは、国税の手続の適用開始時期と合わせて適用を開始し、それ以外の手続開始時期は、地方公共団体において円滑な施行が可能となるよう所要の措置を講じることとしている。(省令等の改正によるものと推測)

- ① 地方税関係書類のうち、申告等の主たる手続きと併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる一定の書類について、提出者等のマイナンバーの記載を要しないこととする。
- ② 給与等、公的年金等又は退職手当等の支払者に対して、給与所得者の扶養控除等申告書、公的年金等受給者の扶養親族申告書、退職所得申告書の提出をする場合に、その支払者が、その提出者と申告書に記載すべき控除対象配偶者又は扶養親族等のマイナンバーその他の事項を記載した帳簿を備えているときは、提出する申告書に、その帳簿に記載されたマイナンバーの記載を要しないものとする。

(3) e-Tax 関連

大綱では、平成 27 年度税制改正で決定された「e-Tax の新しい認証方式」-公的個人認証サービスに基づく電子証明書や IC カードリーダライタを利用しない新たな認証方式-について、納税者利便に配慮しつつも、早期にセキュリティ対策やなりすまし対策を行った上¹で、実施することとしている。

3. 投資信託・投資法人税制

(1) 導管性要件の見直し

投資法人の支払配当等の損金算入の要件として、支払配当等の額がその投資法人の配当可能利益の 90%を超えていることが求められている。従来は、会計上の利益を超える支払配当等を損金算入できないという税務と会計の不一致(税会不一致)等の問題があったが、平成 27(2015)年度税制改正で、投資法人の会計上の利益を超過した分配金のうち「一時差異等調整引当額」として利益処分で処理したものについては、税務上も配当と取扱うことで、これを解消した。

一方、繰延ヘッジ損失等の「純資産控除項目」が生じ一時差異等調整引当額として利益処分しに充当した場合、導管性要件を満たさなくなるおそれがあり、その対応を図るため投資法人の活動が制約されるおそれがあった。そこで、大綱では、「純資産控除項目」のうち前期繰越利益を超える部分の金額を控除する等の調整措置を講じることとされた。この改正は、平成 28(2016)年 4 月 1 日以後に支払う配当等に適用される。(政省令で対応と推測)

¹日本年金機構の個人情報流出問題を契機として、行政機関等がオンライン手続でマイナンバーを受け取る際のセキュリティ対策が重要視されていることを踏まえてのこととされている。

(2) インフラファンド税制の拡充

投資法人や特定投資信託の受託法人の課税の特例（支払法人における分配金の損金算入、即ち支払法人と投資家の二重課税の調整措置）について、対象となる投資法人及び投資信託の要件として、下記の要件が設けられている。再生エネルギー発電設備や公共施設等運営権（いわゆる「コンセッション」）が投資対象として制限の対象となっている。ただし、再生エネルギー発電設備は下記（ii）の緩和措置がある。

- (i) 再生エネルギー発電設備及び公共施設等運営権以外の特定資産（有価証券、デリバティブ、不動産等、金銭債権、商品など）の割合が50%を超えること
- (ii) 平成26（2014）年9月3日から平成29（2017）年3月31日までの間に再生エネルギー発電設備を取得した投資法人で次の要件を満たすものは、取得した再生エネルギー発電設備を賃貸の用に供した日から10年以内に終了する事業年度に限り、（i）を満たす必要は無い。
 - ① 設立に際して公募により投資口を募集したこと又は投資口が上場されていること
 - ② 再生エネルギー発電設備の運用の方法が賃貸のみであることが規約に記載又は記録されていること

大綱では、上記の（ii）の期間について、「10年以内」から「20年以内」に延長することとしている。（政省令で対応と推測）

(3) 投資法人・特定投資信託の特例の要件厳格化

投資法人・特定投資信託の課税の特例（支払配当等の損金算入）の適用を受けるためには、これらの投資法人・特定投資信託の資産に占める有価証券、不動産その他政省令で定める資産の割合が50%を超えることが要件とされている。その他政省令に定める資産の中に、匿名組合契約の出資持分が含まれているが、大綱では、この匿名組合契約の出資持分について、主として有価証券、不動産等に対する投資として運用することを約するものに限ることとしている。（政省令で対応と推測）

4. 店頭デリバティブ取引の証拠金の利子非課税制度の拡充

デリバティブ取引のシステミック・リスク抑制のため、CCP（中央清算機関）で清算されないデリバティブ取引に関して、金融商品取引業者等（証券会社・金融機関など）に証拠金の授受を義務付けることが、バーゼル銀行監督委員会やIOSCO（証券監督者国際機構）において合意されており、わが国でもその実施に向けた省令（金融商品取引業等に関する内閣府令

など)等の改正案が示されているところである²。

平成 27 (2015) 年度税制改正では、この見直しに対応し、外国金融機関等が国内金融機関等との間で行うクロスボーダーの店頭デリバティブ取引に係る証拠金につき支払いを受ける利子に対して、一定の要件を満たす場合は、平成 30 (2018) 年 3 月 31 日まで非課税とすることとした (それまでは 20% の税率での源泉徴収が行われていた)。

しかし、上記改正では、金融商品取引法上の店頭デリバティブ取引のみを対象としており、国際スワップ・デリバティブ協会 (ISDA) が定めるマスター契約及びその付随契約による CSA (包括担保契約) の対象に一般的に含まれる外国為替取引や店頭商品デリバティブ取引は非課税措置の対象に含まれていない。

そこで、改正税法 (案) では、「証拠金の利子非課税の対象となる店頭デリバティブ取引」の範囲に、「当該店頭デリバティブ取引に含めて証拠金の計算を行うことができる取引として財務省令で定める取引」を含めることとしている。

5. その他

上記の他、大綱では、下記の改正が、盛り込まれている。

制度の拡充・延長

(1) ハイブリッド型確定給付企業年金への税制措置の導入

日本再興戦略改訂 2015 では、確定給付企業年金制度の改善策として、下記を挙げている。

「企業が企業年金を実施しやすい環境を整備するため、確定給付企業年金制度について、運用リスクを事業主と加入者で柔軟に分け合うことができるようなハイブリッド型の企業年金制度の導入や、将来の景気変動を見越したより弾力的な運営を可能とする措置について検討し、本年中に結論を得る」

これを受け、厚生労働省が主催する社会保障審議会の企業年金部会では、2015 年 9 月に下記の特徴を備えた新しいタイプの確定給付企業年金 (DB) を検討した。

◇「リスク対応掛金」を導入する。現行制度では、財政が悪化した際に追加掛金を拠出する仕組みとなっている。これに対して、リスク対応掛金とは、不況期等の掛金増加につながらないように、あらかじめ「財政悪化時に想定される積立不足」を見積もっておき、その水準を踏

² 2016 年 1 月 15 日付大和総研レポート「デリバティブ証拠金規制案、再度意見募集へ」(鈴木 利光) を参照 http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20160115_010529.html

まえて、掛金の拠出を行うというものである。

◇労使でリスクを柔軟に分け合うことのできる確定給付（DB）と確定拠出（DC）の中間的な仕組み（ハイブリッド型制度）を導入する。その際に、事業主がリスク対応掛金の拠出を行う仕組みを活用し、これを事業主の負担部分として定めておく仕組み（リスク分担型DB（仮称））も考えられる。

◇リスク分担型DB（仮称）では、給付に対する財源のバランスが毎年度変化するため、毎年度の決算において給付を増減することにより財政収支の均衡を図る。単年度での給付の変動を抑制するため、複数年度で調整を平滑化することも考えられる。

大綱では、下記のとおり、この新しい企業年金制度に対応する税制上の措置を設けることとしている。いずれも法律の改正ではなく政省令の改正による。

i. 所得税・個人住民税上の措置

確定給付企業年金法等の改正を前提に、企業年金等の掛金等の必要経費算入の対象に次の掛金等を加えるとともに、その掛金等に係る従業員の給与所得の金額の計算上、その掛金等を収入金額に算入しないこととするほか、確定給付企業年金法に基づく給付等について、現行の税制上の措置を適用する。

- ① 事業主が将来の財政悪化を想定して計画的に拠出する掛金
- ② 事業主が拠出する掛金で給付増減調整により運用リスクを事業主と加入者とで分担する企業年金に係るもの

ii. 法人税上の措置

確定給付企業年金法等の改正を前提に、企業年金等の掛金等の損金算入の対象に次の掛金等を加えるとともに、その掛金等に係る積立金を退職年金等積立金に対する法人税の課税対象に加える。ただし、退職年金等積立金に対する法人税の課税は、平成29（2017）年3月31日まで凍結中である。

- ① 事業主が将来の財政悪化を想定して計画的に拠出する掛金
- ② 事業主が拠出する掛金で給付増減調整により運用リスクを事業主と加入者とで分担する企業年金に係るもの

なお、上記の新しいタイプの企業年金の会計処理についても、ASBJ（企業会計基準委員会）で、検討されている。会計上は確定拠出制度として取り扱われる可能性もある。

(2) 複数事業主で構成する確定給付型年金（DB）の事業所脱退への対応

今通常国会で審議されている「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」では、複数事業主確定給付型年金（DB）において、DBを継続することが困難な事業所については、厚生労働大臣の認可を得ることで、その事業者の同意を得ることなしにDBから脱退させることができることとされている。

大綱では、これに対応して、上記の特例（複数事業主制度における厚生労働大臣の承認等を受けて実施事業所を減少させる特例）によりその減少の対象となる事業主が一括拠出する掛金についても、(1) の i、ii と同様の措置を講じることとしている。（政省令の改正と推測）

(3) 国外転出時のみなし譲渡益課税等（非居住者への贈与等も含む）の見直し

① 贈与等の場合の事後の修正

贈与等（贈与・相続・遺贈等）により非居住者に有価証券等が移転した場合も、贈与等を行う者が贈与等の際に有している有価証券等（未決済信用取引や未決済デリバティブを含む、以下同じ）の時価が1億円以上の場合は、贈与等により移転した有価証券等をその時の時価で譲渡したものと課税が行われる。相続により被相続人が死亡している場合でも、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に準確定申告により納税を行う。この場合、相続人が納税の事務を行う。

改正税法（案）では、上記特例適用後の遺産分割、民法の規定³による相続人の異動、遺留分減殺額の確定、遺言書の発見や遺贈の放棄、これらに準ずる事由（大綱では、相続等による取得財産の権利の帰属に関する判決、条件付遺贈の条件成就などと記述）により、非居住者に移転した有価証券等が増加・減少した場合は、これらの事由が生じた日から4か月以内に、所得税額が増える場合は修正申告書の提出が必要で、所得税額が減る場合は更正の請求ができることとしている。平成28（2016）年1月1日以後に上記の変更事由が生じた場合に適用される。

② スtock・オプション等の除外

改正税法（案）では、特例の適用対象となる有価証券等の範囲から、株式を無償又は有利な価額により取得することができる権利を表示する有価証券で国内源泉所得を生ずべきものその他の政省令で定める有価証券（大綱では新株予約権その他これに類する権利で株式を無償又は有利な価額で取得できるもののうち、権利行使による所得の全部または一部が国内源泉所得となるもの）を除外することとしている。平成28年分以後の所得税から適用される。

³ 認知の訴え又は推定相続人の廃除等の規定による認知、相続人の廃除又はその取引に関する裁判の確定、相続回復請求権に規定する相続の回復、相続の承認及び放棄の撤回及び取消しの規定による相続の取消しその他の事由

③ 国外転出日に確定申告書不提出の場合

改正税法（案）では、国外転出日の属する年の所得税の確定申告書の提出及び決定がされていない場合には、国外転出日に保有していた対象有価証券等について、その国外転出時の時価で取得したものとみなす措置を適用しないこととしている。平成 28 年 1 月 1 日以後に譲渡等をする対象有価証券等に対して適用される。

④ 相続人に非居住者がいない場合

国外転出日の属する年分の所得税についてみなし譲渡益課税の特例の適用を受けるべき個人が、国外転出日から 5 年を経過する日までに死亡したことで、対象有価証券等が相続等により移転した場合、同日までに相続人が全て居住者となれば、当初のみなし譲渡益課税をなかったものとするができる。

改正税法（案）では、さらに、死亡者（被相続人）について生じた①の事由によって、対象有価証券等の移転を受けた個人（相続人等）に非居住者が含まれないこととなったときも、当初のみなし譲渡益課税をなかったものとするができることとしている。この改正は平成 28 年 1 月 1 日以後に①の事由により対象有価証券等の移転を受けた相続人等である個人に非居住者が含まれない場合に適用される。

⑤ 納税猶予の期限を延長

改正税法（案）では、国外提出をする場合のみなし譲渡益課税の適用を受ける場合の納税猶予の期限満了に伴う納期限を、国外転出日から満了基準日（国外転出日から 5 年を経過する日又は帰国等の場合に該当することとなった日のいずれか早い日）の翌日以後 4 か月、即ち 5 年 4 月（現行制度は 5 年）、を経過する日まで延長することとしている。平成 28 年 1 月 1 日以後に納税猶予の期限の満了基準日が到来する場合に適用される。

⑥ 帰国による特定適用免除の場合の修正申告

改正税法（案）では、国外転出をする日の属する年分の所得税について確定申告書を提出し、又は決定を受けた個人が、その後 5 年を経過する日までに帰国する等によって、みなし譲渡益課税の免除の適用を受けることにより、国外転出日の属する年分の所得税の修正申告をすべきこととなった事由が生じた場合は、帰国等の日から 4 か月以内に限り、修正申告書を提出することができることとしている。平成 28 年 1 月 1 日以後に帰国等をした場合に適用される。

⑦ 損益通算・繰越控除の対象に追加

改正税法（案）では、国外転出によるみなし譲渡益課税の特例の対象となる上場株式等の譲

渡損益については、上場株式等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象に加えることとしている。

②から⑦に関しては、本人が国外転出した場合のみならず、贈与等（贈与・相続・遺贈等）により非居住者に有価証券等が移転した場合のみなし譲渡益課税も対象としている。

⑧ 相続税法の対応

国外転出によるみなし譲渡益課税の特例等の改正に伴い、所要の相続税法その他の規定の整備を図ることとしている。

(4) エンジェル税制

① 特定地域再生事業を行う株式会社

改正税法（案）では、（大綱では地域再生法施行規則の改正を前提に）下記の株式を、特定新規中小事業者が発行した株式の課税の特例の対象とすることとしている。特定新規中小事業者が発行した株式の課税の特例とは、その株式の取得価額を寄付金控除できるという特例であり、上限金額は総所得金額の40%か1,000万円のいずれか低い方である。

- ・ 特定地域再生事業を行う株式会社で、
- ・ 平成28（2016）年4月1日から平成30（2018）年3月31日までの間に一定の要件を満たすことについて認定地方公共団体の確認を受けたものが、
- ・ 確認を受けた日から3年以内に発行する株式（居住者等との投資契約の締結日において発行会社が一定の要件を満たすもの）

これに伴い、下記のエンジェル税制の対象となる株式の範囲から、特定地域再生事業を行う株式会社が発行する株式を除外している。

◇ 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の特例。即ち、投資金額分だけ、その年の株式等の譲渡所得等を圧縮（取得価額は引下げ）

◇ 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の特例

- ・ 上場前に、発行法人の解散に伴う清算の終了、破産手続き開始の決定のいずれかで価値を失った場合、譲渡損失とみなして株式等の譲渡所得等から控除
- ・ 以下の損失について3年間の繰越控除
 - i. 上場等の日の前日までの間に譲渡した場合に生じた譲渡損失
 - ii. 発行会社が解散しその清算が終了した場合の損失

iii. 発行会社が破産宣告を受けた場合の損失

②総合特別区域法指定会社

改正税法（案）では、（大綱では総合特別区域法施行規則の改正を前提）特定新規中小事業者が発行した株式の課税の特例の適用対象となる総合特別区域法の指定会社を、地域活性化総合特別区域のうち、市街化区域の区域又は区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域内においてのみ特定地域活性化事業を行う株式会社とした上で、同法による指定期限を平成30（2018）年3月31日まで2年延長することとしている。

(5) 譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）への対応

改正税法（案）では、株式を用いたインセンティブ報酬の一種である譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）について、次の措置を講ずることとしている。

- ① 法人の支給する役員給与のうち、損金算入が認められる「その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与」のうち税務署長へ届出が不要となる給与の対象に、その役員から受ける将来の役務の提供の対価として交付する一定の譲渡制限付株式による給与を加える。
- ② 法人が、個人から受ける将来の役務の提供の対価として一定の譲渡制限付株式を交付した場合には、その役務の提供に係る費用の額は、その個人においてその役務提供について所得税法等の規定により給与等課税事由が生じた日に役務の提供を受けたものとして、法人税法等の規定を適用する。平成28年4月1日以後に交付の決議がされる譲渡制限付株式について適用する。

上記のうち①に関しては、譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）を事前確定届出給与の一種と位置付けて損金算入を認めつつ、届出自体は不要とする取扱いを示している。②の損金算入の時期は給与所得等として所得税が課される時期に合わせるものとしている。譲渡制限付株式報酬については、付与された役員等においては、譲渡制限が解除された際に給与所得等として課税されるものと解されている模様であり、大綱でも、付与した法人側は、原則として、その譲渡制限付株式の譲渡制限が解除された日の属する事業年度の損金に算入する旨を説明している。

(6) 利益連動給与

改正税法（案）では、損金算入の対象となる利益連動給与の算定基礎となる「利益の状況を示す指標」の範囲に「利益の額に有価証券報告書に記載されるべき事項により調整を加えた指標として政省令で定めるもの」が含まれる旨を明確にしている。大綱では、ROE（自己資本

利益率) その他の利益に関連する一定の指標が含まれることとしている。

(7) 日本版スクークへの非課税措置の延長

現行税法では、特定目的信託の発行する社債的受益権（日本版スクーク）について、次のような特例措置を設けている。

- ① 非居住者又は外国法人が、振替特定目的信託受益権のうち社債的受益権について支払いを受ける剰余金の配当及び償還差益については、平成 28（2016）年 3 月 31 日までに発行されるものに限り、振替社債等の利子等の課税の特例における振替社債等に含めることとしている。即ち、非課税とされている。
- ② 特定の社債的受益権（平成 28 年 3 月 31 日までに発行されるもの）に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い戻した場合には、買い戻し後 1 年以内に登記又は登録を受ける者に限り、登録免許税を課さないこととしている。

改正税法（案）では、上記の特例の適用期限を、平成 31（2019）年 3 月 31 日まで 3 年間延長することとしている。

制度の縮減・廃止

(1) 申告分離課税の対象となる店頭デリバティブ取引の範囲の制限

店頭デリバティブ取引は、上場デリバティブ取引と同様に、税率 20.315%の申告分離課税、3 年間の繰越控除制度の対象となっている。

改正税法（案）では、店頭デリバティブ取引のうち、商品先物取引業者や金融商品取引業者等（第 1 種金融商品取引業者又は登録金融機関）以外との間の相対のデリバティブ取引を申告分離課税・繰越控除の対象外とすることとしている。

この改正は、個人が平成 28（2016）年 10 月 1 日以後に行うデリバティブ取引に適用される。

(2) ストック・オプション税制の適用対象の一部廃止

グローバル企業の研究開発拠点をわが国に呼び込むため、「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する臨時措置法」（アジア拠点化推進法）が制定され、平成 24（2012）年 11 月に施行された。同法の制定・施行を条件に、平成 23（2011）年 6 月の税制改正で、税制上の措置として、ストック・オプションの権利行使時に非課税とする課税の特例の対象に、同法の認

定を受けた外国法人が、わが国に設立した研究開発事業を行う子会社又は統括事業を行う子会社の取締役・執行役・従業員に付与したストック・オプションも対象とすることとされた。認定の期限は平成 28（2016）年 3 月 31 日となっており、改正税法（案）ではこの期限をもってこの特例の適用を廃止することとしている。

(3) 無記名の有価証券のみなし措置廃止

現行の所得税法では、無記名の公社債、無記名の株式又は無記名の投資信託等の受益証券について、その元本所有者以外の者が利子、配当又は収益の分配（利子等）の支払いを受ける場合には、その元本の所有者が利子等の支払いを受けるものとみなすこととしている。

改正税法（案）では上記の規定を廃止することとしている。ただし、元本所有者以外の者が平成 28 年 4 月 1 日前に支払いを受ける利子等については、従前の例によることとしている。

6. 先送りされた項目

(1) デリバティブを金融所得課税一体化の対象とする

証券界の税制改正要望では、金融商品に係る損益通算範囲を拡大し、デリバティブ取引を対象とするとともに、特定口座での取扱いを可能とすることを要望していた。金融庁の税制改正要望でも、金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること、損益通算の拡大に当たっては、特定口座を最大限活用することを要望していた。

今回（平成 28 年度）の与党の大綱では改正項目に盛り込まれなかったが、（長期的な）検討課題として、次のように述べている。

「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。」

また、証券界の税制改正要望では、現行税法上は総合課税とされている外国市場デリバティブ取引（外国金融商品市場で取引されるカバードワラントを含む）の差金決済等による雑所得について申告分離課税とすることを要望していた。金融庁の要望でも、現行のデリバティブ取引に係る損益通算範囲について、所要の措置を講じることとしていた。しかし、これについても今回の大綱では盛り込まれなかった。

(2) 投資信託における外国税額控除制度の見直し

投資信託等が投資している外国証券から運用収益を受けとる際に支払った外国源泉税については、投資信託等が投資家に支払う分配金の源泉所得税の額から控除することができる。しかし、公募株式投資信託（平成 28 年 1 月 1 日以後は、公社債投資信託も含んだ公募投資信託）の分配金など、源泉徴収義務者が証券会社等となる場合は、外国税額控除ができない。

そこで、証券界の税制改正要望では、投資信託のファンド内で生じた外国源泉税の外国税額控除が可能となるよう制度の見直しを要望していた。金融庁や国土交通省の要望でも取り上げられていた。しかし、今回の大綱には盛り込まれず、継続検討とされた（大綱には記述無し）。

(3) 外国金融機関等の債券現先取引等の利子非課税の拡充

外国金融機関等が、一定の債券に係る現先取引又は一定の有価証券に係る証券貸借取引について、国内の特定金融機関等から支払いを受ける利子に対しては所得税を課さない（したがって源泉徴収を要しない）こととされている。

証券界の要望では、特例の適用対象に外国ファンド等を追加することを求めている。これにより、国内の特定金融機関等が外国のファンドと直接行うレポ取引等も非課税の対象とすることができる。金融庁と財務省も要望として挙げていたが、今回の大綱には盛り込まれず、長期の検討課題とされた（大綱には記述無し）。

7. 上場株式等の相続税評価見直し

証券界及び金融庁の税制改正要望では、上場株式等の相続税評価額について、同じく価格変動リスクのある不動産やゴルフ会員権などと比べて不利となっている点を考慮し、相続発生日の市場価格の 7 割等とすることを要望した⁴。与党の税制調査会で議題として取り上げられたものの、大綱には盛り込まれなかった。ただし、上場株式等が不動産やゴルフ会員権などと比べて不利である点は与党の税制調査会関係者に認識された模様である。今後も、具体的な方法を模索しながら、各方面と連携・協力し、引き続き、上場株式等の相続税評価見直しを提案していく必要がある。

⁴ 2015 年 11 月 19 日付大和総研レポート「上場株式等の相続税評価の見直し 金融庁、平成 28 年度税制改正要望」（保志泰、吉井一洋、鳥毛拓馬）参照
http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20151119_010337.html